

許 可 証

住 所 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番地 7
氏 名 株式会社 大進緑建
代表取締役 森尻 潤

(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名)

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 49 条第 2 項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 4 年 6 月 3 日

羽 村 市 長 橋 本 弘 山



取り扱う一般廃棄物の種類	剪定木くず
収集、運搬、処分の区別	処分 (中間処理)
作業場所	東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 6 番 4
許可番号	許可一廃処第 4 号
許可の有効期限	令和 4 年 6 月 4 日から 令和 6 年 6 月 3 日まで
許可の条件	裏面のとおり

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、羽村市長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、羽村市を被告として (訴訟において羽村市を代表する者は羽村市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

変 更 事 項			
変更年月日及び許可番号	件 名	変 更 内 容	印

許 可 条 件

1. 作業時間については、原則として午前 8 時から午後 5 時までとする。
2. 中間処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「東京都環境確保条例」、「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、「羽村市環境基本条例」、その他の関係法令の規定を厳守すること。
3. 操業に当たっては、周辺環境に十分配慮すること。
4. 羽村市以外の一般廃棄物は、原則として処分することはできない。
ただし、羽村市と排出元市区町村との協議により搬入が認められた市区町村に限り、許可の範囲内において処分することができる。
5. 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの実績を 4 月 30 日までに「一般廃棄物処理実績報告書」にて本市へ報告すること。
また、月次報告を翌月の 20 日までに「一般廃棄物処分業 内訳書」にて本市へ報告すること。
6. 周辺住民とトラブル等が生じた場合、誠意を持って自社で対応すること。
7. その他生活環境保全等の目的を達成するため、本市の指示に従うこと。